

世田谷区・基幹相談支援センター（拠点機関）へインタビュー 回答

① 拠点機関の確認と世田谷区の相談体制の理解

● 世田谷区基幹相談支援センター

障害者総合支援法の規定に基づき、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として世田谷区が設置。

2019年4月から、世田谷区の委託を受けた社会福祉法人南東北福祉事業団が、世田谷区の保健医療福祉の拠点“うめとぴあ”にある東京リハビリテーションセンター世田谷の1階で運営している。

相談支援体制における統括的な立場として、全区的な対応が必要な方への相談支援や障害者相談支援を担う人材の育成に取り組んでいる。

※なお、本研修における拠点機関は世田谷区基幹相談支援センターとする。

● 地域障害者相談支援センター“ぽーと”（以下「ぽーと」とする）

区内5地域（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）ごとに1か所ずつ設置。世田谷区の委託を受けた法人が運営している。年齢や障害種別を問わず、区内在住の障害者、障害児及びその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行っているほか、地域の相談支援事業所の支援（事業所連絡会や事例検討会）、エリア自立支援協議会の事務局などを担っている。

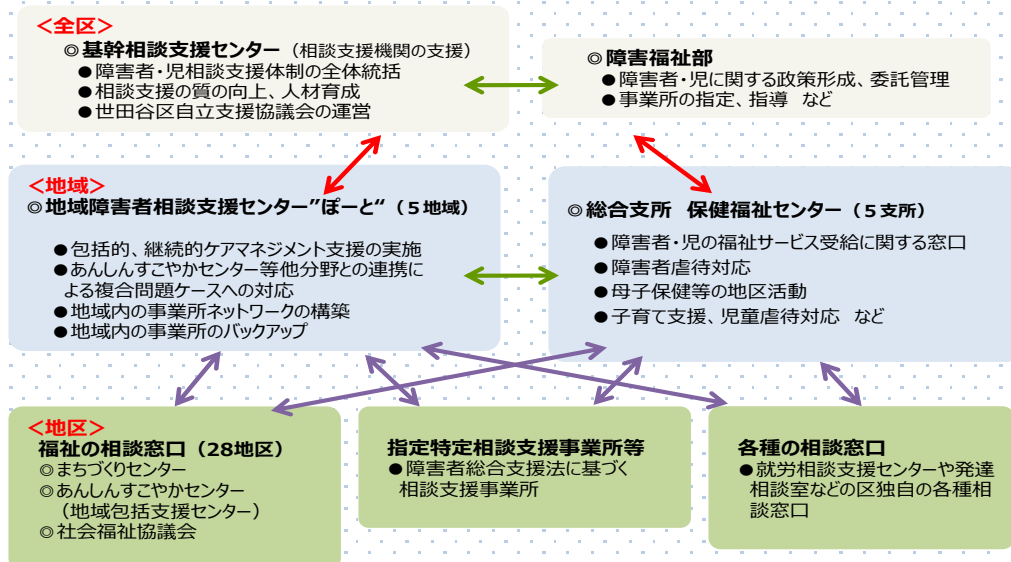
● 指定相談支援事業所

障害者総合支援法に基づき、障害のある方や障害児及び保護者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成等を行う。

✪ 世田谷区

世田谷区 障害者・児に係る相談支援体制

■ 3層構造による障害児・者の相談支援体制



②世田谷区・基幹相談支援センター（拠点機関）ヘインタビュー

質問 1：相談支援専門員として、地域の強みと課題は何だと思われますか。

＜人材育成＞

・世田谷区基幹相談支援センターを中心とした、区内相談支援専門員の育成及び地域での OJT を担っている。具体的には、区独自に相談支援従事者初任者研修、テーマ別研修(精神障害のある方の「地域移行研修」や「意思決定支援」「ファシリテーション」等の基礎研修)、ぽーと職員を対象とした基本相談スキルアップ研修を実施している。また、各ぽーとと単位で事例検討会を開催しており、相談支援専門員のスキルアップを図るだけでなく、研修等を通して地域での相談支援専門員のネットワーク構築につなげる目的も担っている。

・また、世田谷区独自の地域での OJT のしくみとして、「相談支援アドバイザー制度」がある。これは、主任相談支援専門員を中心としたベテランの相談支援専門員がアドバイザーとなって、同行訪問やご自身が作成したサービス等利用計画のワンポイントアドバイスなどを行いながら、地域での相談支援専門員を支える仕組みとして活用されている制度である。詳しくは基幹相談支援センターHP へ。

＜ネットワーク作り＞

・世田谷区自立支援協議会では 5 つの地域毎に「エリア自立支援協議会」を設置し、相談支援だけでなく、その地域の福祉の関係者を集めて情報交換や地域課題への意見交換を行い、ネットワークを作っている。また、各地域で相談支援事業所の職員を対象とした連絡会も実施しており、相談支援専門員同士の横の繋がり作りや地域の情報収集の一助となっている。

＜課題＞

・令和 7 年 4 月 1 日現在の障害者数（各手帳所持者※重複障害者除く + 精神通院医療認定件数）は 41,691 名（世田谷区ホームページ「保健福祉総合事業概要」より。この事業概要は、世田谷区の保健福祉に関わる制度や事業内容、実績を一元的にまとめている）。令和 7 年 3 月までのセルフ率は、成人 26.3%、児童 59.2%（厚生労働省ホームページ「障害者相談支援事業の実施状況等について」より。厚生労働省では、セルフプラン率及びモニタリング期間について市町村毎のデータを公表している。）と都内他市区町村と比較して障害者人口およびセルフ率が高いことから、相談支援事業所やサービス提供事業所の数は足りていない現状がある。

また、初任者研修後の人材定着が進まない現状がある。理由としては相談支援専門員の配置は少数であり、職場によってはケース対応の不安を誰にも相談できず、孤立感を

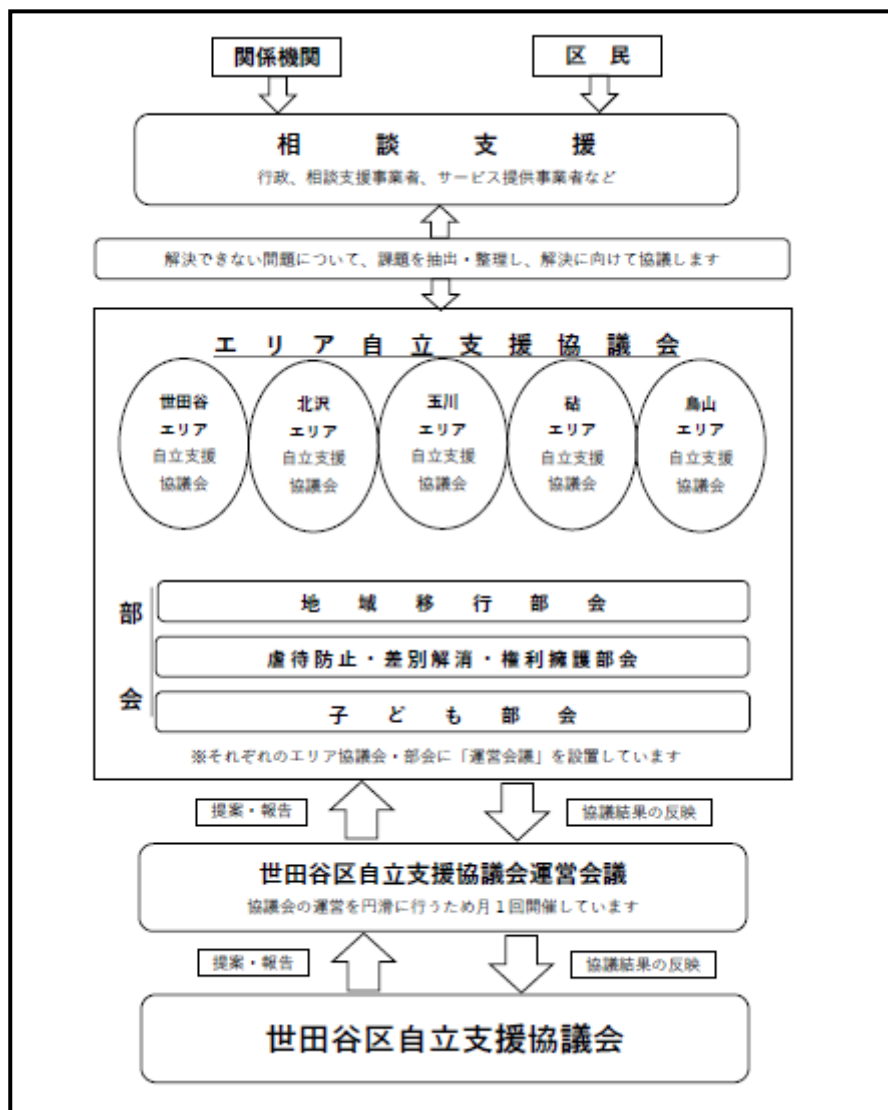
募らせバーンアウトしてしまう相談支援専門員もいる。こうした状況を改善するための「相談支援アドバイザー制度」をぜひ活用をしていただきたい。

質問 2：地域で計画相談・障害児相談支援を行うにあたって大切にしていることは何ですか。

せたがやインクルージョンプラン（令和 6 年度～令和 8 年度）では、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指している

そのほかにも世田谷区の相談支援専門員が計画相談をするうえで心がけていることを参照ください

質問 3：自立支援協議会の部会の構成はどのようになっていますか。相談支援専門員が所属している部会はありますか。自立支援協議会で相談支援専門員の役割はどのようになっていますか。



①世田谷区自立支援協議会の部会の構成（図表参照）

- 本会（年2回開催）
- 運営会議（毎月開催）
- エリア自立協議会（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の5地域）（毎月開催）
- 虐待防止・差別解消・権利擁護部会（部会年2回、運営会議4回程度開催）

《取り組みテーマ》

虐待防止に関わる情報交換及び協議

障害を理由とする差別を解消するための取り組み

権利擁護に関わる情報提供

社会資源の開発

区が実施する研修等の人材育成への支援

- 地域移行部会（年 1 回程度開催、運営会議は年 4 回程度開催）
精神科病院に長期入院している方への地域移行に向けた支援のあり方や課題について検討することを目的としている。また、「地域移行通信」を発行し活動内容を伝えている。
- 子ども部会（年 1 回程度開催、運営会議は年 4 回程度） 令和 4 年度ワーキンググループから部会として開催。
障害のある子ども達への「切れ目のない支援」の実現に向け、福祉、教育、保健医療等の関係機関が情報共有を図りながら、問題解決に向けた協議を行うことを目的としている。

②相談支援専門員が所属している部会

- 自立支援協議会の全ての活動において相談支援専門員が所属している。
- ② 自立支援協議会での相談支援専門員の役割
- 相談支援専門員は日頃の業務を通して出てきた解決できない課題や気づきを地域課題として会議の場で報告・協議し、地域全体の支援体制の改善に貢献する役割を担っている。

質問 4：地域で不足している社会資源や課題の解決に向けて、相談支援専門員が思いを伝え、検討し、解決していく仕組みが、地域にありますか。それはどのようなものでしょうか。

世田谷区自立支援協議会を活用している。指定相談支援事業所の全てが所属する各エリアの連絡会および全区的な事業所連絡会等を通して、相談支援専門員は日頃の業務を通して出てきた解決できない課題や気づきを抽出・整理し、改善・解決に向けて協議している。協議内容については、運営会議を通して自立支援協議会で協議する場に繋げている。